

滋賀県メディカルコントロール協議会 議事概要
(平成 30 年度第 1 回会議)

1 日時

平成 30 年 6 月 15 日 (金) 14 時 00 分から 14 時 30 分まで

2 場所

滋賀県危機管理センター2 階 災害対策室 8

3 出欠状況

出席者：木村 政行 委員、本田 修二 委員、樋口 孝行 委員、久保田 誓 委員、
石川 浩三 委員、塩見 直人 委員、岡林 旅人 委員、立川 弘孝 委員、
中村 誠昌 委員、市川 正春 委員、重永 博 委員、卜部 優子 委員、
上田 勝彦 委員、小林 靖英 委員、丸山 英明 委員、小西 文子 委員、
田畑 貴久 委員

欠席者：伊藤 善紀 委員、高田 忠見 委員、吉里 定晴 委員、吉川 浩平 委員

事務局：(県総合政策部防災危機管理局) 松野防災危機管理監、奥野副参事、吉村主幹
(県健康医療福祉部医療政策課) 大友参事、東浦副主幹

4 内容

(1) 会議の公開等について

(事務局：東浦)

本日は、お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。定刻となりましたので、只今から「滋賀県メディカルコントロール協議会 平成 30 年度第 1 回会議」を開会いたします。なお、本日の会議につきましては、滋賀県メディカルコントロール協議会 会議公開方針および傍聴要領により公開することとなっております。会議の開催について告知しましたところ、傍聴希望者は無しとなっております。

(2) あいさつ

(事務局)

それでは、当協議会の第 5 期目として、また、今年度 1 回目の協議会を開催するに当たりまして、滋賀県防災危機管理監の松野から御挨拶を申し上げます。

(松野防災危機管理監)

皆さん、こんにちは。滋賀県防災危機管理監の松野でございます。皆様には、御多用中のところ、御出席いただきまして誠にありがとうございます。さて、当協議会は平成 21 年の消防法の改正に伴い、平成 22 年 2 月に知事の附属機関として設置され、8 年余りが経過いたしました。この間、「傷病者の搬送および受入れに関する実施基準」を策定し、その後も継続的に検証いただくなど、本県の救急医療行政の推進に御尽力いただいておりますことに対しまして、厚く御礼申し上げます。皆様には、この 4 月から当協議会の第 5 期委員に就任いただいたところですが、今期におきましても、引き続き、実施基準の検証を行っていただきますとともに、昨年度から継続審議となっております指導救命士認定制度につきましても御審議

を賜りたいと存じます。本県における救急搬送と受入れにつきましては、全国に比べ迅速な対応がなされている状況であります。この体制をより一層充実させるため、皆様方の御支援と御協力をお願いいたしまして、簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

(3) 資料確認・委員紹介・協議会概要説明

(事務局：東浦)

それでは、まずは資料を確認させていただきます。資料につきましては、机の上に配布させていただきます。席次表、次第、資料①、資料②、資料③、資料④、滋賀県保健医療計画の冊子をお配りしておりますが、お手元に揃っていますでしょうか。

(→過不足なし) 続きまして、「資料③」滋賀県メディカルコントロール協議会(第5期)委員名簿を御覧ください。こちらが当協議会の第5期委員の皆様となっております。今期から新たに委員に就任いただきましたのは、湖南広域消防局の木村委員、甲賀広域行政組合消防本部の本田委員、高島市消防本部の吉里委員、滋賀県医師会の重永委員、滋賀県病院協会のト部委員、県防災危機管理局の上田委員、県医療政策課の小林委員、滋賀医科大学の田畑委員の8名です。なお、本日の出欠状況ですが、17名の出席となっており、伊藤委員、高田委員、吉里委員、吉川委員が欠席となっております。次に、当協議会の構成について、事務局の吉村から御説明させていただきます。

(事務局：吉村)

それでは、当協議会の概要について、資料①および資料②に基づき御説明いたします。まずは、資料①を御覧ください。当協議会の設置要綱になります。第1条(目的)ですが、消防法第35条の8第1項の規定に基づき、知事の附属機関として滋賀県メディカルコントロール協議会を設置しております。これは、平成21年の消防法の改正により、傷病者の搬送および受入れの実施に関する基準、いわゆる実施基準の策定と、その検討・検証を行う協議会の設置が都道府県に義務付けられたことから、平成22年2月に当協議会を設置しております。第2条(所掌事務)ですが、実施基準の調査審議以外に、県内のプレホスピタル・ケア、いわゆる病院前救護体制の向上に関する事項についても所掌しております。第3条(委員)、第5条(専門委員)、第7条(部会)については、協議会組織を図式化した資料②を併せてご覧いただきますとわかりやすいかと思えます。第3条(委員)ですが、定数30名に対し、現在21名の方に委員を委嘱または任命しており、任期は2年となります。人事異動等により任期の途中で委員が交代した場合は前任者の残任期間となります。第5条(専門委員)ですが、後ほど説明いたしますが、当協議会では2つの専門部会を設けて、実施基準およびプレホスピタル・ケアについて調査審議を行っておりますが、これらの調査審議には協議会委員の皆様以外に各関係機関の実務担当者の方に専門委員として御参加いただいて進めております。第7条(部会)ですが、「実施基準策定部会」と「メディカルコントロール部会」の2つの部会を設置しております。各部会に属する委員および専門委員は会長が指名することとなっております。本日、第5期会長が選出されましたら、各部会に属する専門委員を決定し、あらためて事務局から通知を發出させていただきます。戻りまして、第4条(会長)ですが、当協議会の会長は委員の互選により選出し、会長代行については会長が指名することとなっております。本日の議題(1)でも挙げていますとおり、この後、第5期会長と会長代行を決めさせていただきたいと存じます。第6条(会議)ですが、会議は半数以上

の出席により成立することとなっています。本日 21 名の委員に対しまして 17 名の出席となっていますので、本日の会議は成立ということになります。また、議事については出席委員の過半数で決することとなります。なお、協議会の出席者については、必ず委員御本人であり、代理出席は認めておりません。第 8 条（庶務）ですが、当協議会の事務局は、県総合政策部防災危機管理局と県健康医療福祉部医療政策課で構成しております。以上が当協議会の概要となります。

(4) 第 5 期会長の選出および会長代行の指名について

(事務局：東浦)

それでは、議題に入りたいと思いますが、会長を選出するまでの間、事務局で進行させていただきます。一つ目の議題は、当協議会の第 5 期会長の選出および会長代行の指名についてでございます。「資料①」の滋賀県メディカルコントロール協議会設置要綱を御覧ください。要綱第 4 条におきまして、「協議会に会長を置く」こと、「会長は委員の互選により選出する」こととされております。まず、第 5 期の会長の選出について、皆様にお諮りさせていただきます。皆様、いかがでしょうか。

(立川委員)

石川委員にお願いしたいと思います。

(委員)

→異議なし

(事務局：東浦)

只今、石川委員を御推薦いただきましたが、皆さま、よろしいでしょうか。賛成いただける方は挙手をお願いします。

(委員)

→挙手

(事務局：東浦)

ありがとうございます。只今、全員の賛成をいただきましたので、石川委員に第 5 期の会長をお願いしたいと存じます。それでは、これからの議事の進行については、要綱第 6 条第 3 項の規定により、石川会長をお願いしたいと存じますので、石川会長、議長席へ移動をお願いします。

(石川会長)

只今御指名をいただきました大津日赤の石川でございます。どうぞよろしくお願いたします。これから皆さんと一緒に滋賀県の救急医療体制の充実に向けて尽力したいと思っておりますので、御協力の程よろしくお願いたします。それでは、お手元の次第に従って議事を進行してまいりたいと思います。議事の円滑な運営に御協力をお願いいたします。では、議題（1）「会長代行の指名について」事務局より説明をお願いいたします。

(事務局：東浦)

会長代行の指名についてであります。要綱第 4 条第 4 項の規定におきまして「会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する」こととされております。つきましては、石川会長から御指名いただきたいと存じます。石川会長、いかがでしょうか。

(石川会長)

救命救急センター長であり、長らく当協議会の委員を務めておられます近江八幡市立総合医療センターの立川委員にお願いすることにいたしたいと思いますが、よろしければ拍手をお願いします。

(委員)

→拍手

(石川会長)

それでは、立川先生、よろしく願いいたします。

(立川委員)

よろしく願いいたします。

(5) 協議会および部会の年間スケジュール (予定) について

(石川会長)

それでは、次に議題(2)「協議会および部会の年間スケジュールについて」です。事務局より説明をお願いします。

(事務局：吉村)

それでは、議題(2) 協議会および部会の年間スケジュール(予定)について、資料④に基づきご説明いたします。なお、議題となっておりますが、これにつきましては委員の皆様にご審議いただくというよりは、事務局からのお知らせのようなものになります。では、1ページを御覧ください。今年度の年間スケジュールですが、協議会は2回の開催を予定しております。第1回が本日、第2回が来年の1~2月頃を予定しております。年度末はどの機関におかれましても慌ただしく、県、市、組合においては議会も開催されますので、議会開催前に開催できればと考えております。なお、年度末の協議会では、例年、各部会での検証、協議結果等を報告させていただくこととしております。次に、実施基準策定部会ですが、1回の開催を予定しております。ただし、実施回数については部会長と調整させていただくこととしております。開催時期は本年11月頃を予定しております。協議会の第2回会議の開催時期も考慮して、遅くとも年内には開催させていただく予定で、議題は、例年どおり、実施基準の改正についての検討と救急搬送における医療機関の受入照会・搬送状況および精神疾患等の救急搬送状況について検証を行っていただく予定で、最後に、メディカルコントロール部会ですが、1回ないし2回の開催を予定しております。こちらも部会長と調整させていただくこととしております。開催時期は本年7~8月頃を予定しております。議題は、以前から継続審議となっております「指導救命士の認定更新要件」になります。指導救命士制度につきましては、以前からメディカルコントロール部会で御議論いただいているところで、昨年度から同制度の運用を開始し、認定も行っておりますが、認定更新要件だけが継続審議となっておりますので、今年度中には決定し、指導救命士認定要領を完成させたいと考えております。ですので、審議が1回で終わらなければ、2回ということもございます。以上が今年度の予定です。また、2ページ以降は、新任の委員の皆様にご直近の会議の内容を知っていただく資料として、過去3年間の協議会および部会の開催状況を添付しております。それでは2ページ目を御覧ください。昨年度は協議会、実施基準策定部会、メディカルコントロール部会いずれも1回の開催でした。協議会は2月19日に開催しております。例年3月に開催していましたが、昨年度は若干早めて開催いたしました。議題は、例年各部会で検討した議題の報告および承認をいただくこととなっております、「実施基準の検証結果について」、「滋賀県版

救急救命士業務活動モデルの改正について」、「県メディカルコントロール協議会認定指導救命士について」となっています。実施基準策定部会につきましては、1月23日に開催しています。こちらも例年と同じ内容となります。一つ目は「実施基準の改正について」です。二つ目が「救急搬送における医療機関の受入照会・搬送状況および精神疾患等の救急搬送状況について」です。これは、毎年度上半期の6か月分の救急搬送にかかるデータを各消防本部から提出いただき、様々な検証を行っています。当協議会発足当時は救急搬送にかかるデータだけだったのですが、平成26年度以降につきましては精神疾患にかかるものも別途提出いただき検証を行っております。三つ目が「平成28年中の救急搬送における医療機関の受入状況等実態調査の結果について」です。これは、毎年度、消防庁と厚生労働省が実施している定例の全国調査として、都道府県ごとに調査結果が示されます。これを事務局から報告させていただきました。最後に、メディカルコントロール部会ですが、10月13日に開催しています。内容は「滋賀県版救急救命士業務活動モデルの改正について」と「指導救命士認定要領について」です。滋賀県版救急救命士業務活動モデルについては、消防庁からの通達に基づいて審議いただき、内容の一部改正を行っております。あと、指導救命士認定要領につきましては、先ほど申し上げました通り、認定更新要件について議論していましたが、最終的にまとまらずに継続審議になっているということでございます。続きまして、3ページです。平成28年度は協議会が2回、部会が各1回の開催となっております。協議会は第1回目を6月1日に開催しました。議題は資料記載のとおりです。このうち、専門委員の増員は甲賀地域MCからの申し出によるもので、メディカルコントロール部会に属する専門委員を1名増員させていただきました。第2回目は3月22日に開催し、議題は両部会で審議した内容となっております。実施基準策定部会は2月14日に開催し、内容は例年通りで、資料記載のとおりです。メディカルコントロール部会は12月20日の開催で、内容は「指導救命士の認定について」と「薬剤投与（心肺機能停止前）講習について」です。指導救命士の認定については、ここで認定制度の骨格を作っていただきました。あと、薬剤投与講習ですが、これは平成27年度にも関わることで、救急救命士の処置拡大に伴い、県MC協議会主催の講習を平成27年度、28年度に実施しております。なお、講師につきましては、メディカルコントロール部会の委員を中心に担当いただきました。講習終了後の実習につきましては、各地域MCにて対応いただいております。最後のページですが、平成27年度は協議会、実施基準策定部会、メディカルコントロール部会、いずれも1回の開催となっております。協議会につきましては3月17日の開催で、内容は資料記載の通りとなっております。実施基準策定部会は2月23日に開催し、こちらの内容も例年通りで、資料記載の通りです。メディカルコントロール部会は8月28日の開催で、「心肺機能停止前の救急救命処置実施のための講習および実習について」と「指導救命士の認定について」になります。指導救命士制度の導入については、この年から審議を始めています。以上です。

(石川会長)

ありがとうございました。只今、事務局から説明がありましたが、この内容について皆様の御意見や御質問がございましたら発言をよろしくお願いします。(→意見等なし)事務局からは今年度のスケジュールの周知ということが目的と思われませんが、協議会は今日が1回目で、2回目を来年の1～2月に実施、実施基準策定部会が今年の11月頃、メディカルコントロール部会が7～8月頃に予定しているということになっております。特にメディカルコントロール部会の方は、指導救命士の認定更新要件が最終的に決まっていないので、これを詰

めていかなければならないと思っています。メディカルコントロール部会は大事になってきますので、是非ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

(6) その他

(石川会長)

それでは最後に「3 その他」ということですが、事務局から何かございますか。

(事務局：吉村)

事務局からは特にございません。

(石川会長)

それでは委員の皆さんから御意見や情報提供などはございますでしょうか。

(委員)

→意見等なし

(石川会長)

これで本日の議題の審議は終了となります。会議の進行に御協力いただき、ありがとうございました。それでは、事務局にお返しします。

(事務局：大友)

医療政策課から少しお時間をいただきたいと思います。本日、皆様に第7期の滋賀県保健医療計画の冊子をお配りしています。6年間の計画となっております。目次を御覧ください。第3部第3章に疾病、事業ごとの医療福祉体制と記載されています。この1番から10番が5事業5疾病に当たります。県としてどのような体制で進めていきたいか記載しております。この計画に基づいて、今後6年間、施策を進めさせていただきたいと思ひます。また、3年後に中間見直しを行いますので、その時に皆様の御意見をお伺ひしたいと思ひしております。MC協議会に特に関わる所としましては、脳卒中、心筋梗塞、心血管疾患、精神、救急医療、災害医療、小児医療（小児救急を含む）になってきますので一読いただきますようお願いいたします。以上です。

(事務局：東浦)

委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ、出席いただきましてありがとうございました。以上をもちまして、本日の会議を閉会いたします。ありがとうございました。